

酒パックリサイクル促進協議会 創立

Vol.1 平成19年10月15日 発行

編集：NPO法人 集めて使うリサイクル協会

酒パックリサイクル

促進協議会 発足!!

酒パックに代表されるアルコール飲料用紙パックは、良質のパルプを使用しているものの大部分が焼却処分されています。この問題を何とか解決しなければと、平成14年から紙パックメーカーと酒造メーカーとで「酒パックリサイクリング問題研究会」を立ち上げリサイクルのための各種取り組みを行ってきました。

そしてこの間容器包装リサイクル法の見直しがなされ、3R推進のため各業界も自主行動計画を立案、その達成が重要な課題になってきていました。そんな中で酒パックに関わる事業者が、主体的にリサイクル推進に積極的に関わっていくことから、研究会から新たな名称と組織体制を整えた協議会として新発足することになりました。

酒パックに代表されるアルコール飲料用紙パックは、良質のパルプを使用しているものの大部分が焼却処分されています。この問題を何とか解決しなければと、平成14年から紙パックメーカーと酒造メーカーとで「酒パックリサイクリング問題研究会」を立ち上げリサイクルのための各種取り組みを行ってきました。

この協議会発足を機に入会された新メンバーも10社近くあります。この協議会発足を機に入会された新メンバーも10社近くあります。

この協議会発足を機に入会された新メンバーも10社近くあります。



第1回 酒パックリサイクル促進協議会

とき：平成19年9月12日（水）
ところ：大阪市総合生涯学習センター

くあり、各社のリサイクル促進にむけての考え方や取り組みなどの熱心な意見交換がなさる

と同時に、新たに制定された協議会の会則および役員が、全員の拍手で承認されました。

今後清酒、焼酎メーカーのみではなく、ビールや洋酒など

の業界団体にも広く参加を呼びかけていくこと、なら

びに専門部会を作り機敏に

対応していくことなどを確

認して第1回の会合は、今後

に期待を抱かず成果をあげて終了いたしました。

酒パックリサイクル
促進協議会役員

会長 小野 博通
(日本酒造組合中央会)

副会長 平野 賢司
(日本盛)

同 大隈 信彦
(三和酒類)

運営委員 轟木 康市
(オーランホールディングス)

同 西村 善彦
(霧島酒造)

同 山下 正朋
(月桂冠)

同 中尾 雅幸
(宝酒造)

同 近藤 恭一
(白鶴酒造)

同 長谷川 浩
(印刷工業会・大日本印刷)

同 横尾 耕一
(印刷工業会・山版印刷)

監査役 木内 真二
(日本酒造組合中央会)

同 白土 猛康
(印刷工業会)

集めて使うリサイクル協会
〒五四一〇〇四三
大阪市中央区高麗橋一丁目
小池高麗橋ビル

事務局
集めて使うリサイクル協会
〒五四一〇〇四三
大阪市中央区高麗橋一丁目
小池高麗橋ビル
電話 〇六二六一〇九七五五

【酒パックリサイクル活動経過】

■平成13年 エコ酒屋（熊本・宮崎・岐阜 計21店舗）

各地での活動の拡がり

・宮崎小売酒販組合や高槻小売酒販組合、小平市エコ酒屋などは、それぞれ行政の協力を得て、行政の広報紙等で市民に協力の呼びかけを行った。

・スバー店頭でも盛岡市のジョイスのように酒パック専用回収ボックスを設置して、地元作業所と連動したり、アルミ付、アルミなしの紙パック混合収集をスタートさせたところもある。

■平成10年 容器メーカー工場損紙の流れ調査／酒造メーカー充填損紙の流れ調査



■平成11年 印刷工業会液体カートン部会（7社）とアルミ付飲料容器リサイクルプロジェクトスタート（関東・東海地区：静岡県信栄製紙／近畿・中国地区：兵庫県西日本衛材／九州地区：大分県大分製紙）

■平成12年 回収ボックス開発 酒販店での回収実験（熊本・岐阜・大阪）



取組を全国小売酒販組合中央会の機関紙「酒販通信」や日経ほかの新聞に取り上げられる中で、各地の酒販組合や積極的な酒販店から「エコ酒屋」参加店が現れてきた。

本障害者労働センター」が紙漉き原料として活用。

熊本小売酒販組合傘下の酒販店店頭に統一の酒パック回収ボックスを設置、回収スタート。集まつた酒パックは「熊

毎年出展している各地の環境展や東京のエコプロダクツ展での情報発信活動や、以後の左記のような取組により、各種の波及効果があらわれてきている。



・またこの活動の中から障害者作業所では、アルミ剥離によって酒パックの商品価値が約2倍になることから、アルミ剥離を含めた事業として参画するところが拡大している。



・地域の障害者作業所と連動できるところは、酒販店と作業所でリサイクルシステムを組んだ。岐阜県養老小売酒販組合→養老作業所、岐阜県エコ酒屋→ぽらむ交流研究センター、和歌山県新宮小売酒販組合→白浜コスモスの郷、岩手県スープージョイス→盛岡アビリティセンタ



■平成14年 酒造メーカーと「酒パックリサイクリング問題研究会」設立
エコ酒屋（熊本・宮崎・岐阜・東京 計52店舗）

・愛知・日進市のように当プロジェクトを知って、酒パックの行政回収に乗り出すところが出てきた。

■平成19年 エコ酒屋（1都2府27県に310店舗）

酒パックリサイクル促進協議会

会則

の普及啓発

(4) 行政機関・関連業界・団体等への酒パックリサイクル促進のための要請および建議

第1条 本会は、酒パックリサイクル促進協議会と称する。

(名称)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、事業者と市民団体が協働し、酒パックを主体に、アルミニウムを利用しない飲料用紙パックのリサイクルを促進することを目的とする。

(構成)

第5条 本会は、原則として酒パックを利用または製造する企業団体及び、本会の目的に賛同した者をもつて組織する。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって会長に提出しなければならない。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 酒パックの市場回収・リサイクルのためのシステム開発
(2) 酒パック回収率の向上に関する調査・研究
(3) 酒パックリサイクルについて

第2章 事業

第4章 組織および役員等

(役員及び定数)

第8条 本会に次の役員等を置く。

会長1名 副会長2名以内

運営委員 8名以上15名以内

監査役 2名以内

(役員等の任期)

第11条 本会の役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

いては議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

第1章 総則

(役員の選任・会務)

第9条 運営委員(8名以上15名以内)及び監査役(2名以内)は定期総会において選出する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するため必要な事業

但し、監査役は会員外から任命することができる。

(3章 会員)

第3章 会員

(1) 運営委員会において運営委員のうちから会長・副会長を互選する。

(4章 会議・総会および会計)

第5章 会議・総会および会計

第10条 役員の会務を次の通り定める。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 運営委員は隨時運営委員会を開催し、本会の主要業務を審議する。また、運営委員会が判断し、各種部会をおくことができる。

(4) 監査役は本会の会計を監査し、また運営委員の会務の執行状況を監査する。総会に監査報告をおこなう。

(5) 定期総会の成立は出席

人数を問わない。決議事項につ

いては議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

(会費)

第14条 会費は必要な額を運営委員会の議決により決定し、会員より徴収する。

(事務局)

第15条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

(定期総会・全体会議)

第13条 定期総会を含め原則年3回の全体会議を開催する。

(1) 年度初の全体会議は定期総会とする。定期総会において前年度の活動報告、決算報告、及び予算報告等を行う。

(2) 総会の議長は会長が行う。但し、議長を副会長若しくは運営委員に会長が指名することが出来る。

(3) 定期総会の成立は出席

人数を問わない。決議事項につ

いては議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

(その他)

第16条 この会則に規定のないものの追加、記載事項の修正等が必要な事項については運営委員会で検討し、総会に諮る。

(附則)

この会則は平成19年8月1日から実施する。